

平成4年 7/25 (1992年) No.857 発行: 東京都豊島区 編集: 企画部広報課 〒170 豊島区東池袋1-18-1 ☎3981-1111 <毎月5・15・25日発行>

広聴電話 ☎3981・1133

夜間、土曜日、日曜日に留守番電話で、皆さんの声をお聴きします。"さあ、苦情は一度いい耳へ"とおぼえてください。

△詳細...広聴係 内線 2141~2

資源保護のため、再生紙を使用しています。

快適な都市環境をつくるため 「アメニティ形成基本計画」を策定しました

うるおいややどりのある都市をつくる。歩行者・生活者の視点から見た快適なまちをつくつていこう。このほど、街づくりにあける都市環境の質の面を重視し、都市における人間性や景観に価値を置き、魅力的なまちを積極的につくりだそうという視点で「アメニティ形成基本計画」を策定しました。その概要をお知らせします。

アメニティとは

アメニティ(amenity)とは、通常「快適な環境」と訳される場所、状況、環境などの快適さ、あるいは人間生活に快適さをもたらすものを意味します。

この計画は区はもとより、民間、区以外の行政機関等にアメニティ形成の方向を明らかにし、規制誘導の効果を持たせます。これらの方針をうけて、内容を補完充実させ、豊島区のゆむべき方向を明確にするため策定しました。

③財政計画や事業実施計画等の策定にあたっての指針とします。

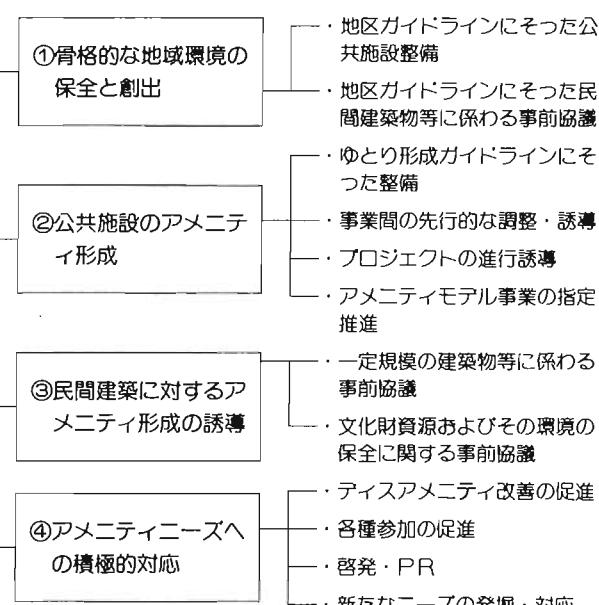


戸外空間の快適性を確保する △地区別整備方針との関係△

備方針(平成2年度策定)に基づき策定される七つの課題別基

この計画は、豊島区地区別整

備方針(平成2年度策定)に基づき策定される七つの課題別基



施策の体系

計画の目標を実現するためには、左表のように施策を展開していきます。
①開かれた街づくりを推進します。
②ものの作り方の基本的な考え方を強調して推進します。
③推進のしくみを確立し、主体を育成します。
以上に基づき、施策を推進する考え方を「作法の基本8項目」を育成します。

実現性を担保する方法

アメニティ施策の体系を実現していくための活動を制度的かつ組織的に保障することが必要です。その手法として、アメニティ条例等の策定などの施策を整備していくます。

作法の基本8項目

[1]開かれた街づくりを推進する

- 多様な主体の参加を促進する。
なるべく多くの機会をみつけて、住民参加／専門家参加／職員参加を促進する。

[2]参加の仕方を調整する

- 多様な主体の参加は、参加の目的に応じて制御されるべきである。参加によって、新たに止揚された良さを生むよう、参加の位置づけを明確にする必要がある。

[3]もの作り方の基本的な考え方を強調して推進する

- 使う人の立場でゆとりをつくる。
通常の整備も福祉環境づくりとして考える。特に、建物等では、直接の利用者ののみでなく、建物の前を歩く歩行者から見て、ゆとりを感じるような工夫が大切である。

[4]場所性を踏まえる

- 地域の歴史や土地の持つ物語、および地形や緑の自然を尊重すべきである。場所の固有性を、将来に伝承することが大切である。

[5]先行する趣旨を踏まえる

- 単体の施設整備であっても、街づくりとしての連続性を尊重すべきである。そのため、先行する関連整備のデザインやイメージの趣旨を踏まえることが大切である。

[6]過剰性を排除する

- 過大・過剰な整備やデザインは避けるべきである。適度なデザイン濃度、まち全体の整序感を大切にする。

[7]美しく楽しいものへの意欲を保つ

- アメニティ形成に関わる人は、美しく楽しいものの意欲を保つべきである。

[8]推進の主体を常に強化する

- アメニティ担当部局は、人材を活用し、育成すること。

オリンピック大会連続出場 ガンバレ!



渡辺健司さん（北大塚一丁目住民）が、25日開幕のバルセロナオリンピックに、競泳男子平泳ぎ日本代表として出場する。

渡辺さんは、豊島区に生まれ、現在23歳。大塚中学校在学中、戦後初の中学生選手としてロサンゼルスオリンピックに出場、話題を呼んだ。その後、早稲田大学在学中にソウルオリンピックに出場し、今まで3回目のオリンピック

出場となる。

渡辺さんの最近の主な記録は、1990年の全日本水泳選手権大会で平泳ぎ100mに2位、200mに優勝。同年の日本室内水泳選手権大会で100mに2位、200mに優勝。同年の日本室内水泳選手権大会で200mに優勝。同年の日本室内水泳選手権大会で200mと29日の200mに優勝する。

渡辺さんは、26日の平泳ぎ

学校週5日制が始まります

9月から学校週5日制が始まり、毎月第2土曜日が休業日になります。

学校週5日制は、家庭や地域社会において子どもたちが自由に使うことができる時間を確保し、年齢の異なる子どもたち同士の遊び、自然とのふれあい、スポーツや文化活動、生活体験などを豊かにすることをめざし

ります。学校週5日制は、家庭や地域社会が力を合わせ、子ども一人ひとりが持てるものを十分に發揮し、たくましく豊かに暮らしていくけるように、ご協力を

お願いします。
◇詳細：教育委員会庶務課内線3411

まだ空室があります

国保「海の家」「山の家」

国民健康保険に加入している方を対象に、夏季保養施設を開設しています。

現在、海の家、山の家の民宿は日によって空室があります。

電話でご確認のうえ、国民健康保険課へお申込みください。

所在地	施設名
伊豆赤沢温泉伊豆下賀茂千葉県御宿千葉県和田浦	松かなやセム田宿
山梨県忍野	上のはんのき林セイコウ庄日の出庄三徳庄

◇利用料金：（民宿）（1泊2食付）おとな2千～3千250円

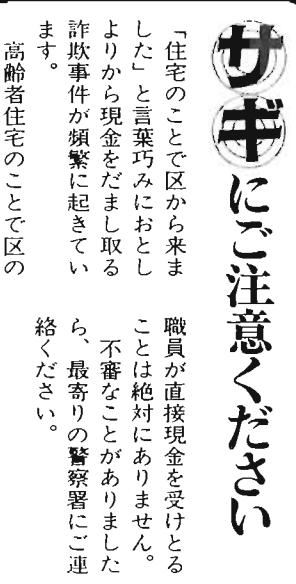
517

「巣鴨つつじ苑」入居者募集中

◇募集戸数：单身用13戸
申込資格：65歳以上のひとり暮らしの方で次の①～④のすべてにあてはまる方。

①区内に引き続き5年以上住所を有していること。
②自立した生活が営めること。
③民間賃貸住宅等にお住まいでお手化しているなど住宅に困窮していること。
④平成3年の年収が40万円以下であること。

◇所在地：巣鴨4の15の11番地JR巣鴨駅下車徒歩15分、都電庚申塚駅下車徒歩5分
◆詳細：高齢者施設整備課内線2696-7



「住宅のことで区から来ました」と言葉巧みにおとしよりから現金をだまし取る詐欺事件が頻繁に起きています。高齢者住宅のことで区の職員が直接現金を受け取ることは絶対にありません。不審なことがありますなら、最寄りの警察署にご連絡ください。

宅、仕事などについての悩みをもつ女性の相談に応じます。また、女性自立援助資金の貸付についての相談にも応じます。

●母子相談：母子家庭で児童を養育している方の相談や母子福祉資金の貸付などの相談に応じます。

●家庭相談：夫婦・親子・嫁姑の不和など、家庭関係についての相談をお受けします。

◇相談日時：婦人・母子相談は毎日。家庭相談は毎週月・水・金曜日の午後1時～5時（相談内容の秘密は固く守ります）。

●家庭相談：夫婦・親子・嫁姑の不和など、家庭関係についての相談をお受けします。

●相談日時：婦人・母子相談は毎日。家庭相談は毎週月・水・金曜日の午後1時～5時（相談内容の秘密は固く守ります）。

保険・年金

ボランティア募集

2301

障害者の方のお手伝いをしてくださる方を募集しています。

●ブール指導

8月27日(木) 駒司が谷体育館ブール、9月17日(木) 都立障害者総合スポーツセンターいずれも午前9時30分～午後3時（相談内容：ブール遊びと着替えの介助、食事等）募集人数：各5名

●申込み・詳細：当所内線3991

●駒込生活実習所

8月27日(木) 駒司が谷体育館ブール、9月17日(木) 都立障害者総合スポーツセンターいずれも午前9時30分～午後3時（相談内容：ブール遊びと着替えの介助、食事等）募集人数：各5名

●申込み・詳細：当所内線3991

保険・年金

ご存じですか

病気や経済的な事情などで生

活が苦しい方や

勤間部の学生

の方はどうしても保険料を納め

ることができない場合には、免

除の申請をすることができます。

認められないからといって、

保険料を未納のままにしておき

ますと、将来、受ける年金が少

なくなったり、年金が受けられ

なくなることもあります。

免除の申請には、年金手帳、

印鑑、学生の方は学生証と親の

所得を証明するもの（親が豊島

区外に居住している場合）を持

つて、ぜひ一度ご相談において

ください。●詳細：保険料係内線2681-13

持ちいただければ詳しい相談が受けられますので、お気軽にねいでください。●詳細：緑化推進係内線2958

◇詳細：健康係内線2531

7月17日、池袋駅東口から徒歩1分、タカセ・セントラルビル4階に、成分献血ができる「献血ルーム池袋いすゞ」が誕生しました。

（正午～午後1時～5時45分（成分献血）午前10時～11時30分、午後1時～5時）●詳細：当協議会内線2453

92

●エイズは自分で予防できます。保健所では電話相談も行っています●詳細…池袋保健所内線3987-1171、長崎保健所内線3957-1191

●経営診断（無料）のすすめ

区内中小企業を対象に、中小企業診断士が直接お店や工場に

お伺いし、経営上の問題点そ

他総合的視野に立ってアドバイスを行っています。企業秘密は

守られています。

●経営診断（無料）のすすめ

区内中小企業を対象に、中小

企業診断士が直接お店や工場に

お伺いし、経営上の問題点そ

他総合的視野に立ってアドバイ

スを行っています。企業秘密は

守られています。

●経営診断（無料）のすすめ

区内中小企業を対象に、中小

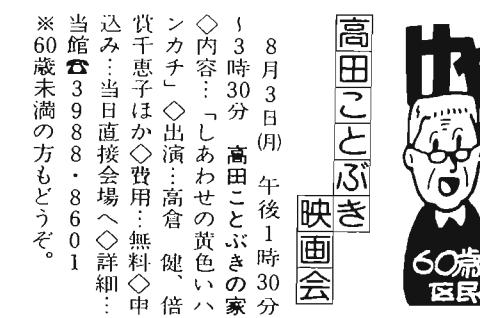
企業診断士が直接お店や工場に

3月と8月に行う日帰りバスハイク、料理教室、ボランティアのための手話教室、入浴

方々も利用できます。福祉事業は、講演会、10月に池袋中学で行う運動会、10月10日は心身障害者の保護者や関係するボランティア団体の域で自立した生活ができるよう、いろいろな援助を行うもので、障害者の保護者や関係するボランティア団体の



熱心にメモをとる大塚さん(左)



保健所カレンダー

8月

(受付時間は下記の()の時間です)

事業名	池袋保健所	長崎保健所
乳児健康診査(4ヵ月児) (4歳4月生まれの方)	4、18日(火) (1:00~2:00)	18、25日(火) (1:30~2:30)
1歳6ヵ月児健康診査 (3歳2月生まれの方)	7、21日(金) (9:00~10:00)	20、27日(木) (9:00~10:00)
3歳児健診 (元年7月生まれの方)	11日(火)9:00~10:00 11、25日(木) (1:00~2:00)	6日(木) (1:00~2:00)
3歳児心理相談	11日(火)9:00~10:00 11、25日(木) (1:00~2:00)	6日(木) (1:00~2:00)
3歳児歯科健康診査 (元年7月生まれの方)	11日(火)9:00~10:00 11、25日(木) (1:00~2:00)	6日(木) (1:00~2:00)
産婦健診	4、18日(火) (1:00~2:00)	20、27日(木) (1:30~2:30)
乳幼児健康診査に伴う 田親の結核検査	4、18日(火) (1:00~2:00)	18、25日(火) (1:30~2:30)
ツベルクリン反応検査 (4歳未満の方)	4、18日(火) (1:00~2:00)	18、25日(火) (1:30~2:30)
結核予防接種(BCG) (4歳未満の方)	6、20日(木) (1:00~2:00)	20、27日(木) (1:30~2:30)
風しん抗体検査	毎週月曜日 (9:00~10:30)	毎週月曜日 (9:00~10:30)
一般健康相談 (健康診断日)	毎週水曜日 (9:00~10:30) (事業所健診は予約制)	毎週水曜日 (9:00~10:30) (事業所健診は予約制)
一般健康相談 (健診結果・診断書交付)	一般健康相談(健診)の翌週 月曜日 (9:00~10:30)	一般健康相談(健診)のその週 金曜日 (9:00~10:30)
成人病相談	19日(木) (1:00~2:30)	7、21日(金) (1:30~2:30)
成人歯科相談	26日(木) (1:30~2:30)	26日(木) (1:30~2:30)
心の相談	14、28日(金) (電話予約) (1:00~2:30)	14、28日(金) (予約制) (1:30~2:30)
療育相談	17日(月) (1:00~2:30)	—
機能訓練	17日(月) (1:00~1:30)	21日(金) (1:30~3:30)
田親学級	—	—
健全体操教室	毎週月曜日 (10:00~11:30)	毎週月曜日 (10:00~12:00)
酒害相談	10、24日(月) (1:30~) (事前にご相談ください)	—
高齢者心の相談	—	11日(火) (予約制) (1:30~3:30)
胃がん検診	—	5、19日(火) (予約制) (午前中)
住民健診	12、26日(月) (1:30~3:00)	5、19日(火) (予約制) (1:00~2:30)
ティ・ケア	毎週火、水、金曜日 (事前にご相談ください)	毎週月、水、木曜日 (事前にご相談ください)
エイズ電話相談	9:00~12:00、1:00~5:00 (閉庁日を除く)	—

母子健康相談 8月の日程

池袋保健所担当分

10日(月)	午後1時30分~2時30分	池袋保健所
--------	---------------	-------

歴史的建造物調査

ご協力のお願い

は、当区文化財保護審議会委員の山口廣氏(日本大学生産工学部教授)と研究室の学生の皆さんによつて行われます。

区民の皆さんのお宅をお訪ねする場合がありますので、ご協力をお願いします。

保健所では心の問題で悩んでいる方に対して、様々な精神保

健事業を行っています(予約制)。その他にも保健婦による相談を随時行っていますので、お気軽にご利用ください。

△ 内容等: 左表のとおり△ 詳

細: 池袋保健所 3987-4171 長崎保健所 3957-1191

心の相談 (精神保健相談)	心の問題で悩んでいる方と、その家族の方に対して、医師や保健婦による専門相談を行っています。	毎月第2・4金曜日 午後1時30分から
ティ・ケア	グループ活動を通して、人とのつき合い方を学んだり、日常生活の習慣を身につけたり、一人ひとりが自分の目標に向かって活用する場です。	毎週3回 見学もできます
酒害相談	酒害相談では、ミーティングを行い、本人を始めとして家族や関係者が参加して断酒の話ばかりではなく、生き方や悩みについても話し合います。	毎月第2・4月曜日 午後1時30分~3時
高齢者心の相談	〈家族ミーティング〉家族の中のお酒の問題や家族としての対応を学び合っています。	毎月第3木曜日 午後1時30分~3時
	ほけの事で悩んでいる家族の方、ほけではないかと不安に思っている方に対して、専門医の相談を行っています。	毎月第2火曜日 午後1時30分~3時30分
	〈家族の集い〉介護のコツを話し合ったり、体験者の話を聞き、仲間作りをします。	

区民の皆さんとの暮らしに密接にかかる新しい「借地・借家法」が8月1日から施行されました。これにより、新しい借地・借家法は、現行の「借地法」「借家法」および「建物保護に関する法律」の必要な部分を改めたうえ一本化したものです。この改正は、都市部を中心として増えてきた「借地・借家関係」がどうも田舎にいっていない、「もっと利用しやすくてできない」という声にこたえ、これらの借地・借家関係を時代にそくした利用しやすいものとすることをめざして行われました。

そこで、新しい法律のなかで皆さんに直接関係する内容をご紹介します。

にかかる新しい「借地・借家法」が8月1日から施行されました。これにより、新しい借地・借家法は、現行の「借地法」「借家法」および「建物保護に関する法律」の必要な部分を改めたうえ一本化したものです。この改正は、都市部を中心として増えてきた「借地・借家関係」がどうも田舎にいっていない、「もっと利用しやすくてできない」という声にこたえ、これらの借地・借家関係を時代にそくした利用しやすいものとすることをめざして行われました。

すでに契約しているものは、これまでどおりです。

更新はどうなるか
（正当事由の明確化）

現行の法律のもとでは、借地契約をすれば必ず契約の更新となります。しかし、土地を借りて利用したいという場合に、半永久的に保証されなくとも良いという例も見られるようになっています。土地が返ってくるのが分からなくなるという仕組みのままであることは、貸し出しがためられないという反面、土地の貸借について、高額の権利金などの給付が必要となり、利用者にとって不便な面もあるとの指摘もあります。

このように現在では、借地に対する需要は変わっていません。そこで、そういう需要に応えるために、この定期借地権制度を設けることになったのです。新法では、この定期借地権について、上の表のとおり、3つのタイプを設けています。

困つたら相談を

豊島区では、区役所1階の相談コーナーで区民の皆さんのいろいろなご相談に応じています。相談として区民センターで「法律相談」「土地・建物相談」「不動産取引苦情相談」を行っています。（内線2-145-17）。また、専門相談として区民センターで「法事者」の間にたつて話し合いが成立する制度です。今回の改正では、調停は、裁判官や調停委員が当事者の間にたつて話し合いが成立する制度です。今回の改正では、調停の手続の中で、当事者が書面で調停委員会の決定に服する旨の合意を調停申し立て後にし



どうわかる借地・借家

新しい法律の要点

定期借地権の創設

まず、話合いで～調停制度の活用～

新たに契約される借地権の存続期間の変更

貸したい～確定期限の借家～

区民集会室 あなたのご利用をお待ちしております

施設名	所在地	電話	施設内容	日曜開放	利用できない日	利用時間
1 巣鴨区民集会室	巢鴨3の13の12	3918・7374	洋室25名・和室45名	—	日曜・祝日・年末年始	
2 要町第一区民集会室	要町1の5の1	3974・9226	洋室30名・和室60名	—		
3 要町第二区民集会室	要町3の7の10	3959・2282	洋室30名	—	日曜・祝日・毎月末日・年末年始	
4 上池袋第一区民集会室	上池袋1の28の7	3940・4735	洋室40名	○		
5 南池袋区民集会室	南池袋2の46の13	3985・5543	洋室30名	○		
6 西池袋第一区民集会室	西池袋3の14の3	3980・3131	和室25名	○		
7 池袋第二区民集会室	池袋4の21の10	3988・3478	洋室20名・和室30名・和室40名	○		
8 雑司ガ谷区民集会室	雑司ガ谷1の22の8	3988・0388	和室18名・和室35名	○	祝日・年末年始	
9 高田第二区民集会室	高田3の18の3	3986・9482	洋室20名・洋室50名	○		
10 南長崎第三区民集会室	南長崎2の16の7	3951・3385	和室35名	○		
11 長崎第一区民集会室	長崎4の45の6	3956・8184	洋室20名・和室50名	○		
12 西池袋第二区民集会室	西池袋3の8の20	5396・9581	洋室70名・和室18名	○		
13 東池袋第一区民集会室	東池袋5の39の18	3983・7861	洋室60名	○	祝日・第3日曜日の翌日・年末年始	
14 池袋第三区民集会室	池袋3の29の10	3985・7981	洋室60名	○		
15 目白区民集会室	目白4の31の8	3950・7121	洋室50名	○		
16 長崎第二区民集会室	長崎6の10の2	3956・8184	和室45名	○		
17 長崎第三区民集会室	長崎2の27の18	3956・8181	洋室60名	○	年末年始	
18 千川区民集会室	千川2の9の10	3530・4338	洋室75名	○		
19 東池袋第三区民集会室	東池袋2の55の6	3987・3041	洋室60名	○		
20 高松区民集会室	高松2の25の9	3973・0032	洋室40名	○		
21 池袋第一区民集会室	池袋2の24の17	3982・9658	洋室35名・洋室30名	○		
22 西巣鴨区民集会室	西巣鴨2の35の3	3918・4198	洋室50名	○		
23 上池袋第二区民集会室	上池袋3の13の5	3576・6917	洋室45名	○		
24 東池袋第二区民集会室	東池袋2の38の10	3971・0781	洋室45名	○		
25 池袋本町区民集会室	池袋本町3の9の4	3986・0041	洋室30名	○		
26 高田第一区民集会室	高田2の11の2	3988・8647	洋室40名	○		
27 南長崎第一区民集会室	南長崎1の6の1	3950・6871	洋室30名	○	敬老の日を除く祝日・毎月末日・年末年始	
28 南長崎第二区民集会室	南長崎6の20の15	3950・8676	洋室45名	○		
29 巣鴨厚生会館	巣鴨3の15の20	3910・9966	洋室60名・洋室30名・洋室15名・洋室20名	※○	月曜日・祝日・年末年始	
30 目白厚生会館	目白1の7の11	3987・5600	洋室45名・洋室25名・和室50名	※○		
31 勤労青年センター	北大塚1の15の10	3915・2334	洋室80名・洋室60名・洋室30名・洋室30名	—	日曜日・祝日・年末年始	
32 第四出張所	南池袋3の16の10	3987・4835	洋室35名・和室15名	○		
33 第七出張所	南長崎4の29の10	3953・3332	洋室20名・和室70名	○		
34 第九出張所	要町1の49の10	3956・8187	洋室15名・和室40名	○		
35 第十出張所	駒込4の12の3	3918・2333	和室55名	○	祝日・年末年始	
36 第十一出張所	池袋本町1の12の5	3986・6501	洋室10名・和室55名	○		
37 駒込福祉作業所	駒込4の7の1	3910・2301	洋室80名	○		
38 豊島体育館	要町3の47の8	3973・1701	洋室40名	○		
39 雑司ガ谷社会教育会館 教育センター	雑司ガ谷3の1の7	3590・1253	社会教育会館：施設内各室全部、教育センター：第1・2・3会議室、和室	※○	毎月最終週の月曜日・年末年始	
40 駒込社会教育会館	駒込2の2の2	3940・2400	施設内各室全部	※○		
41 南大塚社会教育会館	南大塚2の36の1	3946・4301	施設内各室全部	※○		
42 千早社会教育会館	千早2の35の12	3974・1335	施設内各室全部	※○		
43 青年館	池袋2の35の5	3986・6740	施設内各室全部	※○		
44 高齢者福祉センター	南池袋3の5の12	3984・5896	和室60名・和室30名	—		
45 駒込ことぶきの家	駒込2の2の4	3917・9818	和室50名	—		
46 南大塚ことぶきの家	南大塚2の36の1	3946・7355	和室25名	—	敬老の日を除く祝日・日曜日・毎月末日・年末年始	
47 池袋ことぶきの家	池袋2の24の17	3982・9658	和室50名	—		
48 長崎ことぶきの家要町	長崎2の27の18	3554・4411	和室100名	—		
49 要町ことぶきの家	要町3の7の10	3959・2281	和室60名	○		
50 西巣鴨ことぶきの家	西巣鴨2の35の3	3918・4197	和室50名	○	敬老の日を除く祝日・毎月末日・年末年始	
51 上池袋ことぶきの家	上池袋3の13の5	3576・6916	和室70名	○		
52 東池袋ことぶきの家	東池袋2の38の10	3971・0781	和室70名	○		
53 西池袋ことぶきの家	西池袋2の37の4	3980・0088	和室40名	○		
54 池袋本町ことぶきの家	池袋本町3の9の4	3986・0041	和室80名	○		
55 高田ことぶきの家	高田2の11の2	3988・8601	和室50名	○		
56 南長崎第一ことぶきの家	南長崎1の6の1	3950・6871	和室60名	○		
57 南長崎第二ことぶきの家	南長崎6の20の15	3950・8676	和室40名	○		
58 高松ことぶきの家	高松2の25の9	3973・7440	和室80名	○		
59 高田児童館	高田3の38の7	3987・6600	洋室30名	○		
60 目白児童館	目白2の20の26	3983・6714	洋室40名	○		
61 千早児童館	千早3の13の9	3974・1665	洋室30名	○		
62 長崎第二児童館	長崎2の24の13	5995・6025	洋室30名	○		
63 長崎保健所	長崎3の6の24	3957・1191	洋室80名	—	日曜日・祝日・年末年始	
64 巣鴨小学校	南大塚1の24の10	3946・9551	和室40名・ログハウス40名・洋室40名	○		
65 朝日小学校	巣鴨5の33の1	3918・2339	家庭科室20名	○		
66 池袋第一小学校	上池袋4の28の1	3916・3435	会議室30名・和室30名・図書室50名・音楽室50名・メディア室40名・多目的室70名・オーディオ室40名・カルチャースタジオ50名・ラジカルーム50名	○	年末年始	
67 高田小学校	雑司ガ谷2の12の1	3987・6278	会議室50名・小会議室20名・和室25名・図書室30名・ラジカルーム30名・音楽室30名	○		
68 目白小学校	目白2の11の6	3987・4801	和室30名・会議室40名・音楽室30名・図書室30名・ラジカルーム30名・音楽室30名	○		
69 長崎小学校	長崎2の6の3	3956・8146	会議室50名・多目的ホール50名	○		
70 要町小学校	要町2の3の20	3956・8151	和室20名・洋室40名	○		
71 椎名町小学校	南長崎4の30の5	3953・6461	ホール30名・和室30名・図書室30名・音楽室40名	○		
72 高松小学校	高松2の57の22	3956・8157	和室40名・洋室40名・会議室30名・多目的室50名	○		

区民の皆さんが、地域でふれあいと連帯を深めていただきためのコミュニティ施設として、区民集会室を設置しています。

会議室なども、多目的利用の会議室として、一般の方々が利用できるよう開放しています。各種サークル活動や学習会など、いろいろな会合にご利用ください。

お問い合わせのうえご利用ください。なお、各児童館も施設の一部を開放していますので、各館にお問い合わせください。

●利用の手続 ◇受付時間：午前9時～午後5時 ◇費用：無料 ◇申込み・詳細：利用する施設の窓口または電話で。

